

平成19年度地下水質測定結果について

I 調査の目的

この地下水質調査は、水質汚濁防止法第15条の規定に基づく地下水の水質汚濁状況の常時監視を目的として行ったものです。

II 調査方法等

1 調査期間

平成19年4月から平成20年3月まで

2 調査項目

「地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（26項目）」

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素

3 調査方法

各項目ごとに「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）に掲げる方法で実施しました。

4 調査機関

国土交通省

九州地方整備局熊本河川国道事務所

熊本県

環境生活部水環境課、各保健所、保健環境科学研究所

関係市町

熊本市、八代市、錦町

5 調査の種類

※平成18年度から、定点監視調査（T点）の区分を定期モニタリング調査から概況調査に変更しています。

調査名	対象井戸	目的	
(1) 概況調査	①新規概況調査(G点)	(原則として)過去に調査を行っていない井戸	地域の地下水の概況を把握するための調査
	②定点監視調査(T点)	地域の代表地点の井戸	
(2) 定期モニタリング調査	①汚染地区調査(M点)	過去に汚染のあった井戸	継続的な監視をするための調査(毎年同じ井戸を調査)
	②検出井戸周辺地区調査(K点)	過去に有機塩素化合物等が検出された井戸	
	③特定地点調査(A点)	荒尾地域硝酸性窒素削減計画の指標井戸	
(3) 汚染井戸周辺地区調査(S点)	新たに汚染が発見された井戸の周辺井戸	新たに発見された汚染の範囲を確認するための調査	

(1) 概況調査

①新規概況調査（地点表示：G）

地域の全体的な地下水の概況を把握するために、原則としてこれまで未調査の井戸で実施する水質調査です。調査は、平成元年度から以下の調査を実施しました。

- ・平成元～3年度：全市町村を対象に有機塩素化合物を中心に実施（1～5kmメッシュ）
- ・平成4及び5年度：有機塩素化合物を使用する工場・事業場の周辺井戸調査
- ・平成6～9年度：全市町村を対象に第二次メッシュ調査（1～5kmメッシュ）
- ・平成10～12年度：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を中心に実施
- ・平成13～15年度：ふっ素、ほう素の調査を実施
- ・平成16～18年度：砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素の調査を実施
- ・平成19年度：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素の調査を実施

②定点監視調査（地点表示：T）

地域の代表的な地下水質を監視するための継続的な調査をいいます。平成3年度までは、熊本市を含む周辺9市町で実施していましたが、平成4年度に県下全市町村にそれぞれ1～13地点を設定して毎年調査を実施しています。

(2) 定期モニタリング調査

汚染地区等の地下水質の動向を監視するための、継続的、経年的な地下水の水質調査で、「汚染地区調査」、「検出井戸周辺地区調査」、「特定地点調査」の3調査です。

①汚染地区調査（地点表示：M）

地下水汚染が確認された地区の地下水質の動向を監視するための継続的な調査を行います。

それまでに汚染が確認された地区を調査地区として設定して、平成元年度から調査を実施しています。その後、新たな汚染地区が確認された場合には、随時調査地区として追加します。

②検出井戸周辺地区調査（地点表示：K）

揮発性有機塩素化合物等が環境基準を超過していないものの検出された井戸及びその周辺地区の地下水質の動向を監視するための継続的な調査です。それまでに揮発性有機塩素化合物が低濃度で検出された井戸及びその周辺地区を調査地区として設定して、平成4年度から調査を実施しています。また、新たな地区が確認された場合には、随時調査地区として追加しています。

③特定地点調査（地点表示：A）

荒尾地域硝酸性窒素削減計画の指標井戸で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素濃度の動向を監視するための継続的な調査です。

(3) 汚染井戸周辺地区調査（地点表示：S）

概況調査等により、新たに発見された汚染について汚染の範囲を確認するために実施する地下水の水質調査をいいます。平成19年度は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素について調査を行いました。

6 調査地点

(1) 概況調査

①新規概況調査 (G点)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素調査

- ・調査地域（平成19年度は県央の市町村を対象に実施）
阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、宇土市、宇城市、城南町、富合町、美里町
- ・測定回数：年1回
- ・調査地点数：計248地点

②定点監視調査 (T点)

- ・調査地域：県下全市町村
- ・測定項目：地下水の水質汚濁に係る環境基準項目（26項目）
- ・測定回数：年1～2回
- ・調査地点数：計162地点

(2) 定期モニタリング調査

①汚染地区調査 (M点)

- ・調査地域
熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、富合町、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、植木町、南阿蘇村、御船町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、山江村、あさぎり町、苓北町
- ・測定項目
砒素、揮発性有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素
- ・測定回数：年1～4回
- ・調査地点：計332地点

②検出井戸周辺地区調査 (K点)

- ・調査地域
熊本市、八代市、水俣市、玉名市、菊池市、天草市、城南町、甲佐町、錦町、多良木町、湯前町、相良村、あさぎり町
- ・測定項目：揮発性有機塩素化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・測定回数：年1～2回
- ・調査地点数：計40地点

③特定地点調査 (A点)

- ・調査地域：荒尾市
- ・測定項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
- ・測定回数：年1回
- ・調査地点：計36地点

(3) 汚染井戸周辺地区調査 (S点)

- ・調査地域：阿蘇市、富含町、美里町、宇土市、御船町
- ・測定項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素
- ・測定回数：年1回
- ・調査地点数：42地点

III 調査結果の概要

詳細については、表-1～7を参照してください。

1 概況調査

①新規概況調査 (G点)

- ・検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (230井戸)、ふっ素 (125井戸)
- ・環境基準超過
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (2井戸)、ふっ素 (13井戸)

②定点監視調査 (T点)

- ・検出
砒素 (9井戸)、シス-1,2-ジクロロエチレン (1井戸)、トリクロロエチレン (2井戸)、テトラクロロエチレン (4井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (140井戸)、ふっ素 (83井戸)、ほう素 (66井戸)
- ・環境基準超過
砒素 (4井戸)、テトラクロロエチレン (1井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (3井戸)、ふっ素 (4井戸)、ほう素 (2井戸)

2 定期モニタリング調査

①汚染地区調査 (M点)

- ・検出
砒素 (30井戸)、1,1-ジクロロエチレン (2井戸)、シス-1,2-ジクロロエチレン (18井戸)、1,1,1-トリクロロエタン (1井戸)、トリクロロエチレン (41井戸)、テトラクロロエチレン (69井戸)、ベンゼン (4井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (124井戸)、ふっ素 (51井戸)、ほう素 (25井戸)
- ・環境基準超過
砒素 (23井戸)、1,1-ジクロロエチレン (1井戸)、シス-1,2-ジクロロエチレン (5井戸)、トリクロロエチレン (7井戸)、テトラクロロエチレン (26井戸)、ベンゼン (2井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (53井戸)、ふっ素 (32井戸)、ほう素 (3井戸)

②検出井戸周辺地区調査 (K点)

- ・検出
四塩化炭素 (1井戸)、1,1-ジクロロエチレン (2井戸)、シス-1,2-ジクロロエチレン (1井戸)、1,1,1-トリクロロエタン (1井戸)、トリクロロエチレン (6井戸)、テトラクロロエチレン (11井戸)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (3井戸)
- ・環境基準超過：なし

③特定地点調査 (A点)

- ・検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (36井戸)
- ・環境基準超過

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（7井戸）

3 汚染井戸周辺地区調査（S点）

- ・ 検出
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（31井戸）、ふっ素（34井戸）
- ・ 環境基準超過
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（5井戸）、ふっ素（18井戸）

【 地下水汚染の概況について 】

近年、重金属や揮発性有機塩素化合物による、新たな地下水汚染は県下でもあまり見られなくなっていますが、自然由来の砒素、ふっ素、ほう素に汚染された井戸や揮発性有機塩素化合物の汚染井戸等についてはデータで検出されています。また、県下各地域で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が拡大していることが伺えます。図-1（次ページ）は平成19年度における地下水質調査の結果ですが、地下水の環境基準（10mg/L）を超過している箇所が県内各地に見られます。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染の主要因は、施肥された窒素肥料の溶脱、家畜排せつ物の不適切な処理、生活排水の不適切な処理とされており、熊本県では平成13年度から、これら汚染源からの窒素負荷の削減に取り組んでいます。特に、荒尾地域及び熊本地域では「荒尾硝酸性窒素削減計画(平成14年度)」、「熊本地域硝酸性窒素削減計画(平成16年度)」を策定し、関係機関等と連携しながら、20年後に全ての指標井戸で硝酸性窒素濃度を環境基準以下にすることを目標とし、各対策を推進しています。

地下水は一旦汚染されると、汚染対策には膨大な時間と多額の経費を必要とする事、効果的な対策も限られている事から、引き続き地下水の流動に関する調査研究や計画的なモニタリングと汚染の未然防止に向けた対策が必要となっています。